

質 疑 回 答 書

令和7年5月13日

プロポーザル参加者 各位

御坊市長 三浦源吾  
(公印省略)

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

業務名称	御坊市スケートパーク整備設計監理業務委託 御坊市スケートパーク整備工事
担当	御坊市教育委員会 教育課 電話 直通 0738-23-5525

質疑内容	回答内容
<p>1. : 説明書「3(1)プロポーザルの形式等」、様式③様式③は共同施工方式による甲型JVの組成を想定されているものと見受けられますが、本工事では設計監理業務は設計監理業務事業者が、工事施工業務は工事施工業務事業者がそれぞれ分担して履行し、契約も別になることから、甲型JVの組成はそぐわないように見受けられます。両事業者の責任範囲の区分のためにも、JVの組成を不要とするか、分担施工方式による乙型JVの組成(乙型の協定書の使用)も認めていただけないでしょうか。</p>	<p>質疑1、2についてまとめた回答 乙型(様式③(その2))により提出してください。 よって、プロポーザル説明書の1ページ~2ページのプロポーザルの形式、参加資格の(1)プロポーザルの形式等の③を次のように修正します。 ③JVの構成員の制限として、御坊市特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定を準用し、JVの構成員数は3者以内、構成員の出資比率は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上とします。<b>ただし、設計監理業務事業者の最低出資比率は設けないものとします。</b>また、JVの代表者(以下「代表構成員」という。)は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ構成員とし、原則として、最大出資比率の構成員とします。 プロポーザル説明書4ページの提出書類の「特定建設工事共同企業体協定書」の項を「特定建設工事共同企業体協定書(案)(様式③) <b>又は異業種特定建設工事共同企業体協定書(案)(様式③(その2))</b>」に修正するとともに、ホームページに掲載します。</p>
<p>2. : 説明書「3(1)プロポーザルの形式等」承前、乙型の協定書が不可の場合、説明書「3(1)プロポーザルの形式等」の③に示されている規定の準用を除外いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>件数の上限はありませんが、プロポーザル説明書7ページの評価基準及び採点の契約実績の項に記載のとおり、契約件数の多寡により採点を行うものではありません。例えば、法人として設計監理業務の契約実績が1件でもあれば、5点と採点するというところで、ご理解ください。</p>
<p>3. : 説明書「5(4)プロポーザル参加表明書の提出」、様式④契約実績書(様式④)に記載する実績の件数に上限はございますでしょうか。上限が無い場合、過去10年間の該当する業務実績を全て記載する、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>件数の上限はありませんが、プロポーザル説明書7ページの評価基準及び採点の契約実績の項に記載のとおり、契約件数の多寡により採点を行うものではありません。例えば、法人として設計監理業務の契約実績が1件でもあれば、5点と採点するというところで、ご理解ください。</p>

<p>4. : 説明書「5 (6) 提案書の提出」、様式⑩ 企画書①・②に枚数制限はございますでしょうか。</p>	<p>提出書類に関する枚数制限はありませんが、企画書①・②に関しては、30分以内で説明できる分量を目安に作成してください。</p>
<p>5. : 様式⑩ 様式⑩の余白は変更してもよろしいでしょうか。</p>	<p>変更していただいて大丈夫です。</p>
<p>6. : 説明書「6 評価、採点」評価基準及び採点の「1 契約実績」について、実績の件数に応じた加点はございますでしょうか。実績が1件でもあれば「ある」の評価となり一律に5点の採点がなされるものでしょうか。</p>	<p>質疑3の回答のとおり</p>
<p>7. : 説明書「6 評価、採点」評価基準及び採点の「1 契約実績」の①に「業務責任者が業務を受注した実績の有無」とありますが、業務責任者の実績等を記入する様式が無いように見受けられます。いずれの様式に記載すべきか、ご教示ください。</p>	<p>様式左にある番号(数字)に「○印」を付して提出してください。5点×2(業務責任者+法人)=10点と採点します。</p>
<p>8. : 設計監理業務委託仕様書実施設計部分が完了した際に中間検査は実施されますでしょうか。実施されない場合、実施設計部分の成果(実施設計図、工事費内訳書等)に対する発注者の承諾が得られた段階で工事着手を行ってよろしいでしょうか。</p>	<p>単体で参加されるのか、JVで参加されるのかわかりませんが、設計業務事業者、工事施工事業者両者を交えた協議の中で決定していきたいと考えています。</p>
<p>9. : 設計監理業務委託仕様書 p.4「コ 説明会の開催支援」説明会の回数および時期の想定があればご教示ください。</p>	<p>回数については1回、時期については実施設計完了後を想定しています。</p>
<p>10. : 業務委託契約書(案)別紙として「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」が添付されていますが、基本設計図を拝見する限り、建築士による監理は必須ではないと思料します。契約書への別紙の添付は必要に応じて行うものと捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>